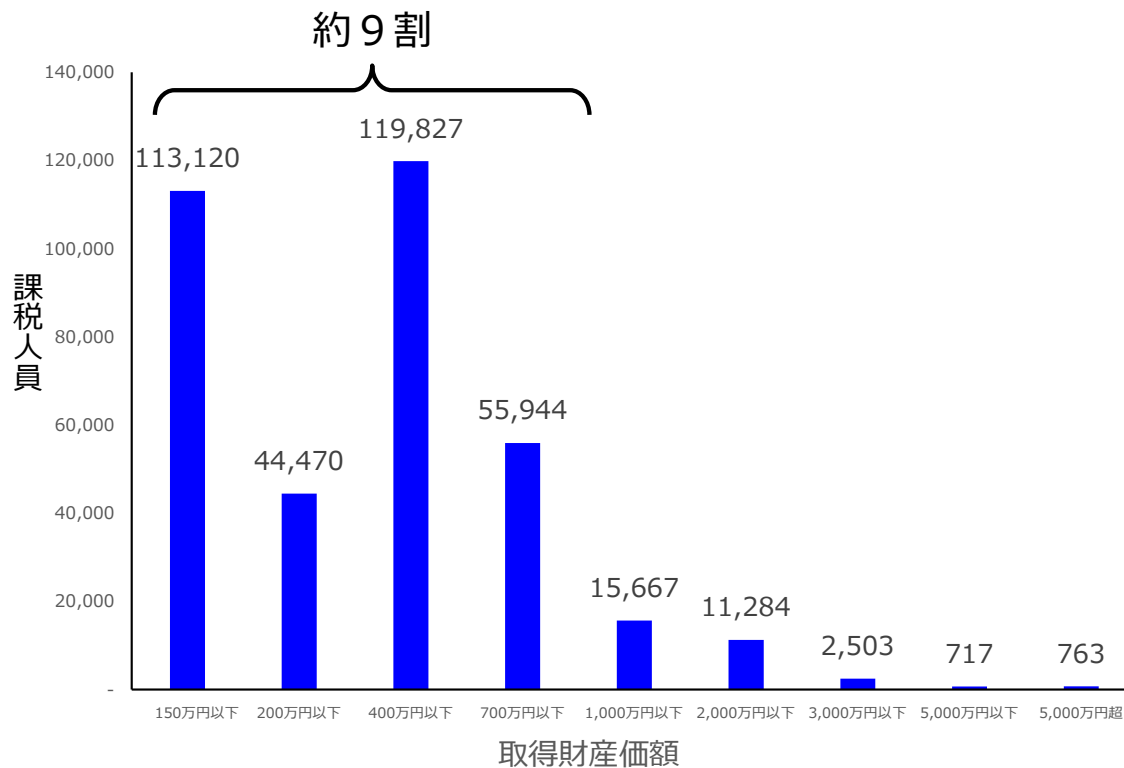


取得財産価額階級別の課税人員と連年で贈与を受けている割合

- 暦年課税の贈与（36.4万人）は、取得財産価額700万円以下（限界税率：10%～20%）が約9割となっている。
- 平成26年分の贈与税の申告書を提出した者について、翌年分以降の申告状況を分析したところ、複数年にわたって連続して贈与を受けているケースが見受けられた。

■ 暦年課税の課税人員分布（令和2年分）

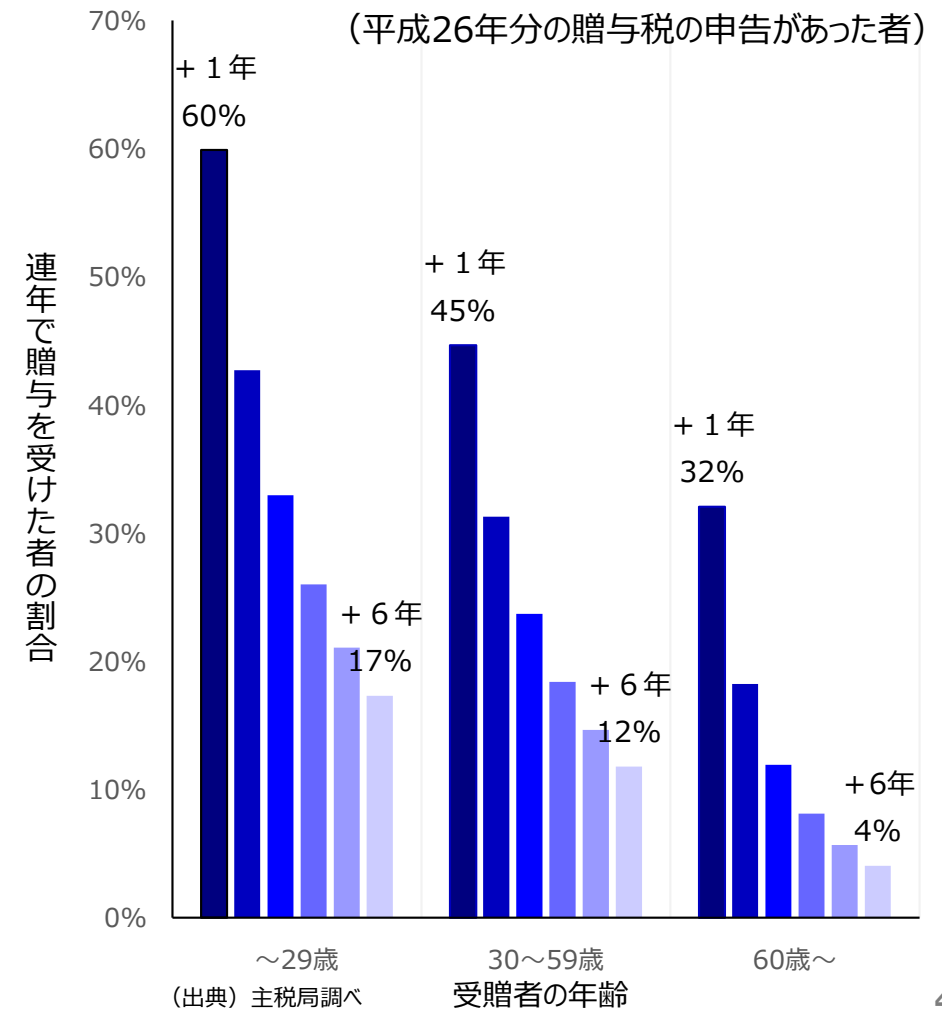


（出典）「国税庁統計年報書」より作成

（注）「課税人員」は、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）の計数である。

■ 連年で贈与を受けている割合

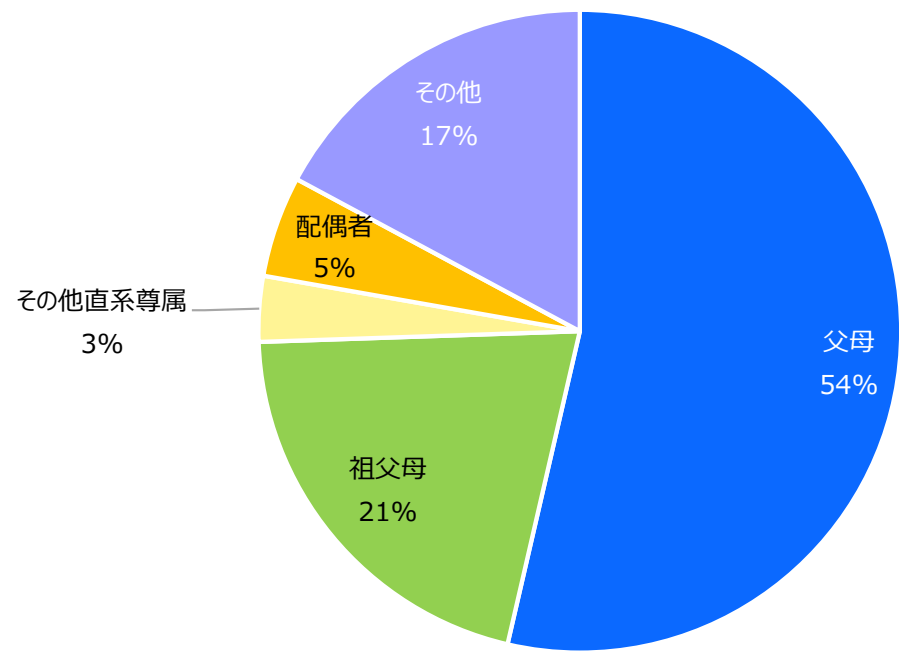
（平成26年分の贈与税の申告があった者）



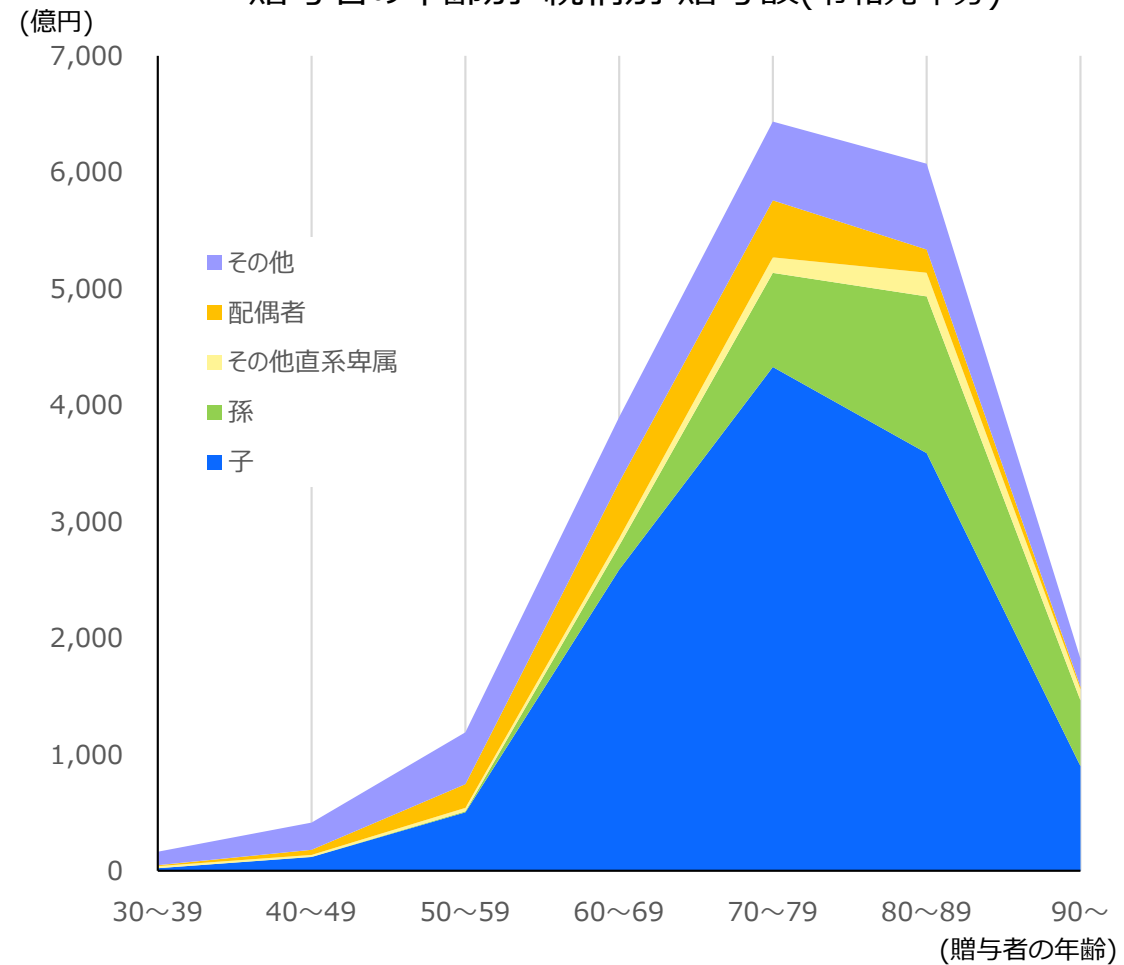
続柄別 贈与件数割合 と 贈与者の年齢別・続柄別 贈与額

- 実際の申告データを分析したところ、贈与者を続柄別に見ると、父母からの贈与が過半を占める。他方、祖父母からの贈与も2割程度存在。
- 贈与者の年齢別に受贈者の続柄を積み上げ面グラフで表したところ、右図の通り。

■ 続柄別 贈与件数の割合(令和元年分)



■ 贈与者の年齢別・続柄別 贈与額(令和元年分)



(出典) 主税局調べ。

(出典) 主税局調べ。

贈与税の基礎控除の規定

○ 相続税法（抄）

（贈与税の基礎控除）

第二十一条の五 贈与税については、課税価格から六十万円を控除する。

【平成13年度創設】

○ 租税特別措置法（抄）

（贈与税の基礎控除の特例）

第七十条の二の四 平成十三年一月一日以後に贈与により財産を取得した者に係る贈与税については、相続税法第二十一条の五の規定にかかわらず、課税価格から百十万円を控除する。この場合において、同法第二十一条の十一の規定の適用については、同条中「第二十一条の七まで」とあるのは、「第二十一条の七まで及び租税特別措置法第七十条の二の四（贈与税の基礎控除の特例）」とする。

2 前項の規定により控除された額は、相続税法その他贈与税に関する法令の規定の適用については、相続税法第二十一条の五の規定により控除されたものとみなす。

主要国における相続税の概要

(2022年1月現在)

区分	日本	米国	英国	ドイツ		フランス	
課税方式	法定相続分課税方式 (併用方式)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式		遺産取得課税方式	
最低税率	10%	18%	40% (注3)	7% (注5)	続柄の親疎により、 税率は3種類 (最高税率50%)	5% (注5)	続柄の親疎により、 税率は4種類 (最高税率60%)
最高税率	55%	40%		30% (注5)		45% (注5)	
税率の刻み数	8	12	1 (注3)	7		7	
基礎控除等	3,000万円 +600万円×法定相続人数 (別途、配偶者の税額を控除)	基礎控除：1,206万ドル (注2) (13.7億円) 配偶者：免税	基礎控除：32.5万ポンド (注3、4) (5,005万円) 配偶者：免税	配偶者 (注6、7、9) ： 剰余調整分+75.6万ユーロ (9,828万円) 子 (注7、8、9)：40万ユーロ (5,200万円)		配偶者：免税 (注7、9) 子：10万ユーロ (1,300万円)	
累積制度	相続前3年間に (注1) 贈与された財産	相続前 (全期間) に 贈与された財産	相続前7年間に 贈与された財産 (注3)	相続前10年間に 贈与された財産		相続前15年間に 贈与された財産	

(注1) 相続時精算課税制度を選択している場合には、その選択後、相続開始までにその被相続人から贈与された財産が相続財産の価額に加算される。

(注2) 遺産税の計算において、生前に贈与された全ての財産価額を遺産価額に累積・合算して税額を計算する (過去の納付贈与税額は、贈与税・遺産税額から控除可)。贈与税にかかる年間の控除額 (受贈者1人あたり1.6万ドル (182万円)) を贈与財産の価額から控除した額について、遺産価額に合算する。なお、基礎控除は、贈与税と遺産税に共通する生涯累積分の基礎控除であり、毎年インフレ調整が行われる。

(注3) 相続税率は原則40%。なお、原則として贈与については、贈与時には課税されない (一定の信託への譲渡等を除く) が、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、経過年数に応じて、8~40%の税率で課税される (贈与後7年を経過した財産については非課税)。なお、相続税の計算においては、各年の贈与財産の価額から贈与税にかかる年間の控除額 (贈与者1人あたり3,000ポンド (46万円)、残額は翌年度にのみ繰り越し可) を控除した残額を、相続財産価額に合算する。

(注4) 居住している住宅やその持ち分を直系子孫が相続する場合は、基礎控除が17.5万ポンド (2,695万円) 加算される (ただし、相続財産総額が200万ポンド (3億800万円) を超える場合、超過額2ポンドにつき1ポンドずつ同加算額が逡減する)。

(注5) ドイツの税率は配偶者及び子等、フランスの税率は子等の税率による。

(注6) 配偶者に対する相続において、剰余調整分 (婚姻中における夫婦それぞれの財産増加額の差額の2分の1) が非課税になるほか、基礎控除50万ユーロ (6,500万円) 及び特別扶養控除25.6万ユーロ (3,328万円) が認められる。

(注7) ドイツについては贈与後10年以内、フランスについては贈与後15年以内に贈与者が死亡した場合、各期間中に贈与された財産の価額を相続財産価額に累積・合算して税額を計算する (各累積期間中納付贈与税額については、相続税額から控除可)。

(注8) 子に対する相続において、基礎控除40万ユーロ (5,200万円) のほか、27歳以下の子には10,300ユーロ (134万円) ~52,000ユーロ (676万円) の特別扶養控除が認められる。

(注9) ドイツでは両親や兄弟姉妹等、フランスでは兄弟姉妹等に対しても、一定額の基礎控除が存在する。

(備考1) 遺産課税方式は、人が死亡した場合にその遺産を対象として課税する制度であり、遺産取得課税方式は、人が相続によって取得した財産を対象として課税する制度である。

(備考2) 邦貨換算レートは、1ドル=114円、1ポンド=154円、1ユーロ=130円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和4年 (2022年) 1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

主要国における贈与税の概要

(2022年1月現在)

	日本		米国	英国 (相続税の一部) (注6)	ドイツ	フランス		
	暦年課税	相続時 精算課税						
納税義務者	受贈者	受贈者 (注3)	贈与者	贈与者	受贈者	受贈者		
税率	最低税率	10%	18%	-	7% (注8)	続柄の親疎により 税率は3種類 (最高税率50%)	5% (注8)	続柄の親疎により 税率は5種類 (最高税率60%)
	最高税率	55% (注1)	40%	-	30% (注8)		45% (注8)	
	税率の 刻み数	8 (注1)	1	12	-		7	
累積制度	なし	あり (過去全て)	あり (過去全て)	-	あり (過去10年分)	あり (過去15年分)		
相続財産 への合算	過去3年分	精算課税適用分	過去全て	過去7年分	過去10年分	過去15年分		
基礎控除等	基礎控除 (年間) (注2) : 110万円	特別控除 (累積) (注2) : 2,500万円	生涯累積 (遺産税と共通) (注4, 5) : 1,206万ドル (13.7億円) 配偶者: 免税	7年累積 (注7) : 32.5万ポンド (5,005万円) 配偶者: 免税	10年累積 (相続税と共通) (注9) ・配偶者: 50万ユーロ (6,500万円) ・子: 40万ユーロ (5,200万円) 等	15年累積 (相続税と共通) (注9) ・配偶者: 80,724ユーロ (1,049万円) ・子: 10万ユーロ (1,300万円) 等 (注10)		

(注1) 直系尊属から20歳 (令和4年4月1日以後の贈与については、18歳) 以上の者への贈与とそれ以外の贈与とで税率が異なる。

(注2) 日本の暦年課税の基礎控除の本則は60万円であり、相続時精算課税の特別控除は限度金額まで複数回にわたって使用可能である。

(注3) 日本の相続時精算課税は、60歳以上の者から贈与を受けた20歳 (令和4年4月1日以後の贈与については、18歳) 以上の子及び孫が適用可能であり、一度適用すると、その贈与者からの贈与には暦年課税を適用できない。

(注4) 贈与・相続時点までに贈与者が贈与した全ての財産価額を累積・合算して税額を計算する (過去の納付贈与税額は、贈与税・遺産税額から控除可)。贈与財産の価額から年間の控除額 (受贈者1人あたり1.6万ドル (182万円)) を控除した額について、贈与財産価額・遺産価額に合算する。

(注5) 生涯累積分の基礎控除と年間の控除額について毎年インフレ調整が行われる。

(注6) 英国においては相続税 (Inheritance Tax) から独立した形での贈与税という税目は存在せず、原則として贈与時には課税されない (一定の信託への譲渡等を除く) が、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、経過年数に応じて、8~40%の税率で課税される (贈与後7年を経過した財産については非課税)。

(注7) 相続税の計算においては、各年の贈与財産の価額から年間の控除額 (贈与者1人あたり3,000ポンド (46万円)) を控除した残額を、相続財産価額に合算する。なお、年間の控除額に残額がある場合は、翌年度にのみ繰り越すことができる。また、居住している住宅やその持ち分を直系子孫に贈与 (相続) する場合は、7年累積分の基礎控除が17.5万ポンド (2,695万円) 加算される (ただし、贈与 (相続) 財産総額が200万ポンド (3億800万円) を超える場合、超過額2ポンドにつき1ポンドずつ同加算額が逡減する)。

(注8) ドイツ及びフランスは配偶者及び子等の税率による。ただし、フランスにおいて、配偶者と子等の間で、税率のブラケット幅が一部異なる。

(注9) ドイツについては贈与・相続時点以前10年以内、フランスについては贈与・相続時点以前15年以内に受贈者が贈与された財産の価額を贈与財産・相続財産価額に累積・合算して税額を計算する (各累積期間中の納付贈与税額については、贈与税・相続税額から控除可)。

(注10) 基礎控除に加えて、贈与者が80歳未満で、受贈者が子、孫又は曾孫の場合、31,865ユーロの控除が認められる (Family gifts制度)。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=114円、1ポンド=154円、1ユーロ=130円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 令和4年 (2022年) 1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

OECD諸国における資産移転に対する課税

OECD36ヶ国のうち24ヶ国が資産移転に対して課税しており、このうち20ヶ国は受益者に相続税を課している。

税の種類	国
相続税・贈与税	アイスランド、アイルランド、イタリア、オランダ、ギリシャ、スイス※1、 スペイン、スロベニア、チリ、ドイツ、トルコ、日本、ハンガリー、フィンランド、 フランス、ベルギー※2、ポーランド、ポルトガル、リトアニア、ルクセンブルグ
遺産税・贈与税	アメリカ、イギリス、韓国、デンマーク
贈与に対する個人所得課税	ラトビア、リトアニア（相続税とは別に課税）
相続税・遺産税を廃止（カッコ内は廃止した年）	メキシコ('61)、カナダ ('72)、オーストラリア ('79)、イスラエル('80)、 ニュージーランド('92)、スウェーデン('04)、スロバキア('04)、オーストリア ('08)、 チェコ('14)、ノルウェー('14)

※1 チューリッヒ州

※2 ブリュッセル首都圏